

地元の皆様にあんしんを届けたい！
知多の税理士による



知多あんしん通信

Vol. 19

2024年9月号

代表からのご挨拶

秋も深まり紅葉が綺麗な時期になりました。

皆様

相続

思い

ご自身

弊社で無料相談会も行っておりますので、是非ご相談ください。

変更必要

同じだと私は

るこの機会に

でしょうか。



相続相談会（初回無料）実施中



相続相談会開催予定

2024年8月31日（土）～9月6日（金）
相続の無料相談会を開催しました！
しよむら法務事務所様と共同で開催させていただき、
多くのご相談をいただきました。

次回相談会も予定しておりますので、
相続でお悩みの方は是非ご参加ください！

事務所開催・相続相談会（初回無料）



このようなご不安がございましたら、この機会に、ぜひ一度ご相談ください！

- ・先延ばしにしていた、相続手続きがある（不動産名義変更等）
- ・相続税申告が必要かどうか判断できない
- ・贈与と相続どちらが節税できるか知りたい
- ・贈与以外の選択肢が知りたい
- ・相続税対策を実施したい（遺言・贈与・民事信託）
- ・財産管理者の認知症が心配だ

知多・東海相続サポートセンター

知多事務所：〒478-0065 愛知県知多市新知東町2-27-14

名古屋事務所：〒460-0024 愛知県名古屋市中区正木3-13-17

BPRレジデンス金山 1F

運営：税理士法人葵パートナーズ

代表：所長・税理士 花田 直子（はなだ なおこ）

名古屋税理士会半田支部所属（登録番号 第2426-1号）

相続相談ご予約・受付時間：9:00~18:00

 **0120-758-260**



相続専門ホームページはこちら！

◀ ◀ ◀ ホームページQRコード

知多 相続税

検索



2024年贈与税改正のポイント

2024年1月、贈与税のルールの変更がありました。今回は変更のポイントと行うべき対策について解説します。贈与税、相続税は多くの人に関わる内容です。しっかりと内容を把握しておきましょう。

変更された点

2024年の贈与税改正は、相続税と贈与税の一体化を進めるための重要な改正が行われました。主な変更点として以下の2点が挙げられます。

①贈与税の累積課税期間の延長

従来、贈与税は相続開始前の3年間の贈与が相続税の対象とされていましたが、2024年の改正ではこの期間が7年間に延長されました。これにより、生前贈与が相続税対策として利用されるケースがさらに精査されることになります。

②相続時精算課税制度に基礎控除枠が新設

相続時精算課税制度では、改正前からの特別控除額2,500万円に加え、新たに年間110万円を上限とする基礎控除が利用可能となりました。

抑えるべきポイントと対策

2024年の改正に伴い、生前贈与を計画する際には以下のポイントを抑えることが重要です。

①贈与のタイミングと贈与額の戦略的検討

累積課税期間が7年に延長されたため、贈与を行うタイミングとその額について、事前に戦略的な計画を立てることが求められます。特に、生前対策が必要とされる場合には、早めの対策が効果的です。

②相続時精算課税制度への対応

改正によって得られるメリットとしては、改正後の制度では、1年で110万円までの贈与に関しては、タイミングを問わずに相続税に加算する必要がなくなることなどがあげられます。

一方で、相続時精算課税制度を選択すると、暦年課税制度には戻れないというデメリットもあります。贈与者の年齢、贈与計画の期間などによって、暦年課税と相続時精算課税のどちらを使うべきかは異なるため、慎重な判断が求められます。

生前贈与をお考えの方はご相談を

2024年の贈与税改正に伴い、相続税対策としての生前贈与は一層慎重な計画が求められるようになりました。贈与税や、相続税の問題は非常に複雑です。

当事務所では、豊富な経験を持つ税理士が、皆様の贈与計画や生前対策について丁寧にサポートいたします。お困りの点やご不明な点がございましたら、ぜひお気軽にご相談ください。

知多・東海相続サポートセンター

知多事務所：〒478-0065 愛知県知多市新知東町2-27-14

名古屋事務所：〒460-0024 愛知県名古屋市中区正木3-13-17

BPRレジデンス金山 1F

運営：税理士法人葵パートナーズ

代表：所長・税理士 花田 直子（はなだ なおこ）

名古屋税理士会半田支部所属（登録番号 第2426-1号）

相続相談ご予約・受付時間：9:00~18:00

 **0120-758-260**



相続専門ホームページはこちら！

◀◀◀ ホームページQRコード

知多 相続税 検索